

特定非営利活動法人（NPO 法人）に対する法人市民税の取扱いについて

浅 口 市

特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」といいます。）の規定により設立された「特定非営利活動法人」（以下「NPO 法人」といいます。）は、法人市民税の納税義務者となります。

この法人市民税の取扱いにつきましては、次のとおりになっておりますのでお知らせします。

1. 法人設立届の提出について

以下の NPO 法人は、浅口市への**法人設立届**の提出が必要です。

- ①浅口市内において、法人設立の登記をした NPO 法人
- ②浅口市以外の市町村で法人設立の登記をした NPO 法人のうち、浅口市内に事業所を開設した NPO 法人

2. 法人市民税の申告と納付について

収益事業（法人税法施行令第5条に規定する収益事業のこと。以下「収益事業」といいます。）を行っているかどうかによって取扱いが異なります。

(1)収益事業を行っている場合

収益事業を元にして計算された法人税額を課税標準として算定した法人税割額と定額の均等割額からなる法人市民税を事業年度終了後 2 ヶ月以内に申告納付する義務があります。

ただし、浅口市内に事業所を設立（設置）した日から **3年以内**に終了する事業年度については、収益事業における益金の額が損金の額を超えない限り、「市民税減免申請書」の提出によりその当該年度分の法人市民税（均等割）を減免します。

※収益事業とは

次の表に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）で、継続して事業場を設けて営まれるものを言います。

1.物品販売業	2.不動産販売業	3.金銭貸付業	4.物品貸付業	5.不動産貸付業
6.製造業	7.通信業	8.運送業	9.倉庫業	10.請負業
11.印刷業	12.出版業	13.写真業	14.席貸業	15.旅館業
16.料理飲食店業	17.周旋業	18.代理業	19.仲立業	20.問屋業
21.鉱業	22.土石採取業	23.浴場業	24.理容業	25.美容業
26.興行業	27.遊技所業	28.遊覧所業	29.医療保健業	30.技芸教授業
31.駐車場業	32.信用保証業	33.無体財産権提供業	34.労働者派遣業	

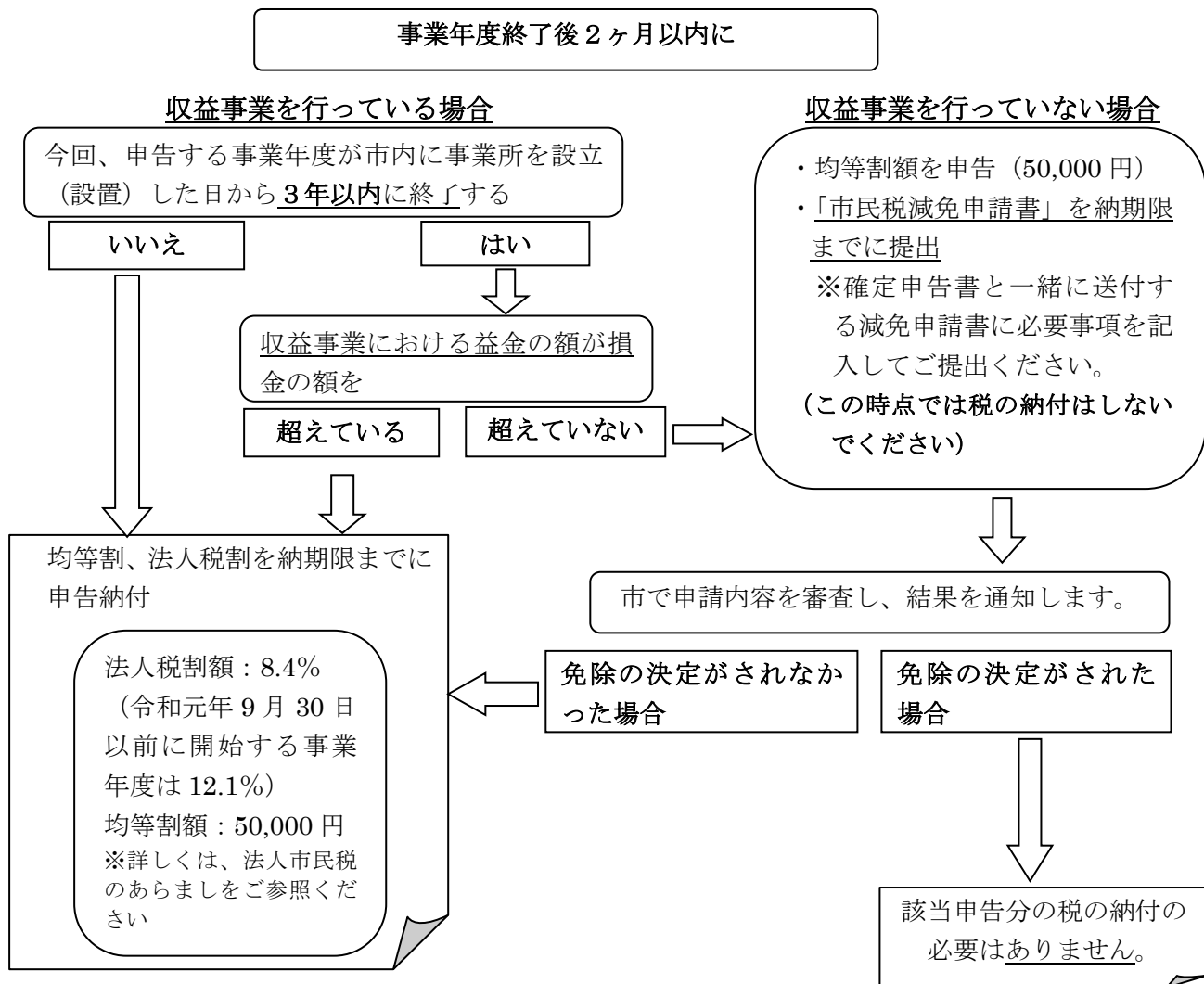
浅口市では、収益事業に該当非該当の基準は、法人税（国税）の判定を基にして取り扱っています。該当するかどうかの確認については、税務署にお問合せください。

(2)収益事業を行っていない場合

法人市民税均等割額（年額 50,000 円）を、事業年度終了後 2 ヶ月以内に申告納付する必要があります。

ただし、毎年法人市民税確定申告書と併せて「市民税減免申請書」を提出することにより、その当該年度分の法人市民税の減免を受けることができます。

3. 法人市民税の申告の手続きの流れ



※注意事項

- ① 納期限（事業年度終了の後2ヶ月後）までに減免申請書の提出がない場合は、免除ができませんのでご注意ください。
- ② 免除対象として申請する税額をあらかじめ納付してしまった場合、その税は免除対象とならず、還付もできませんので、ご注意ください。

4. その他の注意事項

- ① 免除決定がされた後にその要件を満たしていないことが判明した場合には、免除決定は取り消されます。
- ② 事業年度の途中における収益事業の開始又は廃止を理由とする一部免除は適用されません。当該事業年度に係る法人市民税均等割額の全額を納付する義務があります。
- ③ 減免申請は毎年行う必要があります。

このお知らせに関する問い合わせ先
 浅口市役所税務課 法人市民税担当
 TEL0865-44-9040 FAX 0865-44-5771